

第百四十六回国会
衆議院
地方行政委員會議録 第五号

平成十一年十二月二日(木曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 田野瀬良太郎君

理事 中野 正志君

理事 中川 正春君

理事 榊屋 敏悟君

理事 今井 宏君

理事 実川 幸夫君

理事 西田 司君

理事 平林 鴻三君

理事 河村たかし君

理事 松崎 公昭君

理事 石垣 一夫君

理事 松浪健四郎君

理事 春名 眞章君

自治大臣

自治政務次官

自治政務次官

地方行政委員会専門員

委員の異動

十二月二日

辞任

杉山 憲夫君

富田 茂之君

野田 毅君

穀田 恵二君

同日

辞任

実川 幸夫君

丸谷 佳織君

松浪健四郎君

補欠選任

杉山 憲夫君

富田 茂之君

野田 毅君

第一類第二号

辻 第一君 穀田 恵二君

十一月三十日

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

同月二十六日

県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法の改正に関する請願(堀込征雄君紹介)(第三一〇号)

は本委員会に付託された。

十一月三十日

ゴルフ場利用税の存続に関する陳情書(静岡市追手町五の一静岡市議会内杉山三四郎)(第一九四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

〇斎藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。保利自治大臣。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇保利国務大臣 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

今回の補正予算により、平成十一年度分の地方交付税が四千三百八十六億六千五百万円減少することとなりますが、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、交付税特別会計借入金金を四千三百八十六億六千五百万円増額し、この額については、平成十三年度から平成二十六年までの各年度において償還することとし、あわせて、当該借入金のうち二千九百九十三億三千二百五十万円については、その償還金に相当する額を平成十三年度から平成二十二年までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〇斎藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第六号中「六兆八千四百六十九億八千五百万円」を「七兆六千六百六十三億七千五百万円」に改め、同条第八号中「二十一兆九千九百九十八億二千五百八十二万九千円」を「二十二兆二千九百九十一億五千八百三十二万九千円」に改める。

附則第四条の二第四項の表中「四千九百七十七億円」を「五千五百五十五億円」に、「五千四百九十五億円」を「五千六百四十六億円」に、「六千六百五十二億円」を「六千三百三十九億円」に、「六千七百六十六億円」を「六千九百四十九億円」に、「七千四百五十億円」を「七千六百五十一億円」に、「八千八百八十二億五千万円」を「八千四百四億五千万円」に、「七千三百四十六億円」を「七千五百九十億円」に、「六千四百九十五億円」を「六千七百六十三億円」に、「七千四百四十四億円」を「七千四百三十九億円」に、「七千八百五十九億三千五百万円」を「八千八百八十三億六千七百五十万円」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「二十九兆六千五百億三千八百二十二万九千円」を「三十兆四百三十六億九千五百八十二万九千円」に改め、同項の表を次のように改める。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

平成十一年十二月二日

地方行政委員會議録第五号

第一類第二号

年 度	控	除	額
平成十三年度	五千五百五十五億円	四百七十六億円	一兆二百四十二億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	五千六百四十六億円	五百二十三億円	五千七百四十八億円
平成十五年度	六千三百十九億円	五百七十六億円	七千五百五十七億円
平成十六年度	六千九百四十九億円	六百三十三億円	九千八百六十九億円
平成十七年度	七千六百五十一億円	六百九十七億円	一兆三千九百八十九億円
平成十八年度	八千四百四億五千万円	七百六十六億円	一兆五千八百六十億円
平成十九年度	七千五百九十億円	八百四十三億円	一兆七千四百四十億円
平成二十年度	六千七百六十三億円	九百二十七億円	一兆九千七百七十七億円
平成二十一年度	七千四百三十九億円	千二十億円	二兆千八百三十三億六千万円
平成二十二年度	八千八百八十三億六千七百五十万円	千二百一十一億二千万円	一兆九千四百四十八億四千万円
平成二十三年度	四百二十九億円		一兆五千四百七十億五千万円
平成二十四年度	二百三十四億円		一兆三千二百五十億円
平成二十五年度			一兆二千三百九十四億六千五百万円
平成二十六年度			一兆五十九億二百五十万円
平成二十七年			二千八百四十六億三千八百万円
平成二十八年			千七百八十四億円
平成二十九年			千八百六十五億円
平成三十年			千九百四十八億円
平成三十一年			二千三十七億円
平成三十二年			二千二百二十七億円
平成三十三年			二千二百二十二億円
平成三十四年			二千三百二十三億円
平成三十五年			二千四百二十八億円
平成三十六年			三千七百三十七億円
平成三十七年			三千九百五億円

附則第七条第二号の表中「四千九百十七億円」を「五千五百五十五億円」に、「五千四百九十五億円」を「五千六百四十六億円」に、「六千五百五十二億円」を「六千三百十九億円」に、「六千七百六十六億円」を「六千九百四十九億円」に、「七千四百五十億円」を「七千六百五十一億円」に、「八千四百五十億円」を「八千六百五十一億円」に、「八千四百五十億円」を「七千三百四十六億円」に、「七千五百九十億円」に

に、「六千四百九十五億円」を「六千七百六十三億円」に、「七千四百四十四億円」を「七千四百三十九億円」に、「七千八百五十九億三千五百万円」を「八千八百八十三億六千七百五十万円」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成十一年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年十二月七日印刷

平成十一年十二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局